

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations
chushokigyo-chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



photo by T.Funatogawa

南流山駅（流山市）

Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 会社法成立、モデル組合決定
- 特 集 p 4 官公需の中小企業者に関する契約方針決定
- 施 策 p 6 中小企業庁の金融支援策
- 組合Q&A p 8 定款、規約・規程の制定改廃
- 視 点 p 10 ブログの利用者急増
- ご 案 内 p 12 中小企業組合の種類と活用事例
- 事務局訪問 p 13 千葉県セメント卸（協）
- 景 況 p 14 情報連絡員報告
- お知らせ p 15 受験対策組合士養成講習会

2005

9

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

「会社法」成立する

六月二十九日、参議院本会議において、「会社法」が賛成多数で可決され、成立した。

同法は、会社に係る各種制度のあり方について、抜本的な見直しを行ない、新たな法典として創設されたもので、中小企業に関する深い項目としては、①会社法制の現代化、②株式会社と有限会社の一本化、③機関設計の柔軟化、④最低資本金規制の撤廃、⑤定款自治の範囲の拡大等の改正が行なわれた。施行は、平成十八年四月一日の予定。

また、同法と併せて、同日「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」も成立し、「中小企業等協同組合法」及び「中小企業団体の組織に関する法律」等の規定が整備されることになつてきている。

まちづくり推進のための新たな枠組みの構築

全国中央会は、七月五日、日本商工会議所、全国商工会連合会及び全国商店街振興組合連合会とともに、「まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関

する要望」を連名で取りまとめ、中川昭一経済産業大臣に提出したのをはじめ、政府、国会等関係方面に要望した。

同要望は、①まちづくり推進のための新たな枠組みの構築、②「まちづくり推進法」(仮称)の制定、③「都市計画法」(仮称)の改正、④「大規模集客施設地法」(仮称)の制定、⑤「農振法」「農地法」の改正、⑥中心市街地活性化対策の拡充の六項目から成っている。

天皇陛下、行幸 ハリマ産業をご観察

天皇陛下は七月十五日、松戸市稔台工業団地内のハリマ産業㈱(代表取締役)大久保敏行、千葉県異業種交流融合化協議会前会長を視察されました。ハリマ産業は住宅用襖や医療施設向け木製ドアを作つていて木製建具メーカーで、長年の経験や技能を有する職人の手によつて作られていた襖の生産工程を、機械化して量産化するのに成功した。

この日は中川経済産業大臣、堂本千葉県知事、川井松戸市長等がお出迎えし、「機械で自動的に襖を張る」様子などを视察された。

中小企業診断士 更新研修

中小企業診断協会千葉県支部は、七月三十一日から八月二十日までの間、延べ六日間にわたり、更新研修を行なつた。

理論研修では、本会の篠原敬治副会長(ふなばしインタックス(協)代表理事)が「わが社のあゆみと将来計画」と題して講義を行なつた。

モデル組合決定

本会は八月三日、平成十七年度モデル組合選考委員会を開催し、次の二組合を決定した。

これは県内の小企業者組合のうちから、他の模範となる組合を指定し、その組合が行なう教育情報事業や成果普及事業に対して助成を行うもの。

▼市川市資源回収(協)

(代表理事)中塚吉明

▼旭管工事(協)

(代表理事)佐藤健

商専連総会

千葉県商業専門店協同組合連合会は八月十九日、千葉市内において通常総会を開催し、平成十六年度決算関係書類の承認と平成十七年度事業計画等を決定した。

また、任期満了による役員改選により(協)佐原信販の鈴木重夫氏が新たに会長に選任された。

官公需確保対策 地方推進協議会

関東経済産業局は、八月二十一日、千葉県庁大会議室において、平成十七年度官公需確保対策地方推進協議会(千葉県)を開催し、①平成十七年度中小企業者に関する国等の契約方針(次頁参照)、②千葉県の中小企業者のための官公需確保施策等、③千葉県中央会の官公需関連事業等について、官公需発注機関や官公需適格組合に対する説明が行なわれた。

本会は八月三十日、松戸市において、連携組織推進懇談会を開催した。これは東葛地区内の市、会議所、商工会の商工担当者を対象に、中小企業組織化制度の普及を図るために、①事務局から「中小企業組合制度と中央会について」説明、②統いて

忘れていませんか 役員変更届を

通常総会後に「決算関係書類」を行政府に提出することについては、前月号でもお知らせしましたが、その通常総会で役員の改選があつた場合(留任を含む)には、必ず決算関係書類と同時に「役員変更届出書」を提出して下さい。

その際の添付書類は次のとおり。

①変更した事項を記載した書面(役員名簿新旧対照表)、②変更の理由と変更年月日を記載した書面、③理事会議事録(謄本)*総会議事録は、決算関係書類提出時の議事録を援用するため不要。

詳細は本会指導相談室又は桃子若しくは松戸支所まで。

先進事例として、サンロード五香商店街振興組合の岸本輝彦理事長とクリーン総合管理企業組合の杉本恵美子理事長が「組合の概要と設立効果について」報告があり、その後出席者を交えて懇談した。

官公需の中小企業者に関する契約方針決定

国は、七月十五日、官公需についての中小企業者の受注の確保に

関する法律に基づき、平成十七年度における中小企業者に関する国等の契約方針（以下「国等の契約方針」という。）を次のとおり閣議決定した。

国等は、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業基本法第三条に掲げる基本理念に則り、中小企業の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物品等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行なわれるよう配慮するものとする。

■中小企業者の受注機会の増大のための措置

▼情報提供の促進▼中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大▼官公需適格組合等の活用▼指名競争契約等における受注機会の増大▼中小企

業者への説明の徹底▼銘柄指定の廃止▼分離・分割発注の推進▼計

画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮▼適正価格による発注▼

地方支分部局等における地元中小企業者等の活用▼中小建設業者に

対する配慮▼技術力のある中小企

業者に対する受注機会の増大▼新規開業者に対する受注機会の増大

する簡素・合理化▼中小企業者の自助努力の助長

■中小企業者向け契約目標

平成十七年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が4兆3千441億円となる

よう努めるものとする。（内訳は物件1兆2千385億円、工事1

兆8千223億円、役務1兆2千833億円）

■官公需に係る施策の推進

①国等は、本方針について、中小企業者向け契約目標の設定に係る透明性を確保するとともに、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等

は、官公需確保対策地方推進協議会の運営等により、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

②各省庁等は、上記各種施策の実施状況を十分に踏まえ、上記の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あてに通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部

局等を指導する等適切な管理を行ない、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小

企業庁は各省庁等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報の提供を行なうものとする。

③国は、地方公共団体に対し、

中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請しているところであるが、その実施に際しては、公共工事の効率的執行の確保に留意し、行き過ぎた施策をとらないよう要請する。

□官公需とは

国や公団、地方公共団体等が発注者以外の企業などと、物品の購入、役務の提供や工事の請負契約を結ぶことを一般的に官公需といつている。

□官公需を受注するには

①国等の機関は、物品などを購入するとき、あらかじめ契約を希望する方に入札に参加するための資格登録をしてもらいます。そして、国等の機関は、買入れ条件を

公告し入札を行い、その中で最も有利な条件を提示した方と契約を結ぶこととなつております。一般競争契約と言い、国等の機関は原則としてこの方式により物品などを購入することとされている。

②一般競争に参加するには、希望者が資格登録をしたい国等の機関に一般競争参加資格審査申請書を提出し、参加資格の有無について審査してもらいます。審査の結果、それぞれの国等の機関で定め

TEL
043・242・3277

ている基準によりA、B、C等のランクに格付けされ資格者名簿に登録されます。資格者登録されたと格付けに応じた予定価格の競争入札に参加できます。一般競争参加資格審査申請書は、例年原則として一、二月に国等の機関ごとに受付をする旨の公示を行ないます。もし、この期間中に申請ができないなかった方には随時の受付もできることになっている。

③一般競争契約について、常にこの方法によると必ずしも経済的でない場合もありますので、そのような場合には、指名競争契約、随意契約などの方法も採用しています。

④国は、中小企業者に官公需の受注機会を増大するために、いろいろな施策を講じています。その一つに共同受注体制の整っている事業協同組合などに対して、「官公需適格組合」の証明書を発行しています。この証明を受けようとする場合は、「物品・役務」と「工事」ごとに証明基準があり、提出書類も多岐にわたるため、必ず事前に本会にご相談下さい。

□詳細は本会組織振興部

官公需発注情報<平成17年度上半期>

県下の官公需発注情報をお知らせ致します。紙面の都合上、調査にご協力いただいた回答の中から抜粋掲載致しましたので、入札の詳細につきましては、直接、下記の担当窓口までご照会下さい。なお、工事の金額につきましては公表されておりません。

区分	発注官公庁名	担当窓口	発注物品 役務、工事名	発注概算金額(千円)
国等	科学警察研究所	会計課 04-7135-8001	外衣・下着類、事務用品	1,191
	海上自衛隊関東補給処松戸支処	総務部会計課 047-387-2171	鎌ヶ谷宿舎便所床補修	—
	海上自衛隊航空補給処	契約課 0438-23-2361(代)	205倉庫東側外壁改修工事 長須賀特借宿含換装工事	—
	市原刑務所	用度課 0436-36-2351(代)	印刷物、家具類、紙類、事務用品、台所用品	—
	千葉大学	契約課 043-290-2048	医学部付属病院病棟新営電気設備工事(軸II) 医学部付属病院病棟新営機械設備工事(軸II) 医学部付属病院病棟新営特高受変電設備・自家発電設備工事(軸II)	—
	(独)放射線医学総合研究所	管理部会計課 043-206-3014	織物、外衣・下着類、その他の綿維製品、家具、印刷、機械すき和紙、潤滑油、事務用品、台所食卓用品	13,616
	千葉労災看護専門学校	0436-75-0542	印刷、事務用品	850
	(独)都市再生機構千葉地域支社	千葉地域支社総務企画部経理課 043-296-7240	平成18年度浦安ME望海の街他5団地植物管理工事 平成18年度千葉NT内野団地他6団地植物管理工事	—
	関東地方整備局関東技術事務所	経理課 047-389-5122	事務用品	800
市町村等	市川市	契約課 047-334-1113	原木第1排水機場改修土木建築工事 原木第1排水機場改修機械電気設備工事	—
	君津市	総務部管財課 0439-56-1662	外衣・下着類、印刷、事務用品	22,086
	松戸市	商工観光課商工振興係 047-366-7327	小児急病センター新築工事等(2件) 下水道工事(15件)	—
	佐倉市	経済環境部商工観光課 043-484-1111(代)	生谷7-140号線用地測量業務委託 市道I-32号線道路台帳作成業務	—
	千葉市	契約課 043-245-5088	医科エックス線装置	—
	柏市	契約課 04-7167-1111	市道5-2号線道路拡幅工事 藤ヶ谷周辺道路整備事業 市道0204号線他整備事業	—
	四街道市	商工課 043-421-2111	公共下水道四街道雨水一号枝線管渠築造工事 公共下水道小名木雨水幹線暫定改修工事	—

■災害復旧貸付

災害からの復旧

災害の発生により被害を受けた方の資金繰りを支援し、経営の回復を図ります。

問合先：中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫

■他の金融支援制度

①セーフティネット貸付、②企業再生貸付、③災害復旧貸付は各機関で、④担保を不要とする融資制度、⑤経営者の個人保証を不要とする融資制度、⑥第三者保証人等を不要とする融資制度（④～⑥の制度については原則として新しい事業にチャレンジする方のための制度です。各機関にご照会下さい。）が利用できる場合もあります。

■問合先

各制度の利用には所要の審査が必要です。詳細につきましては次の金融機関の各支店、または信用保証協会にお問い合わせ下さい。

■中小企業金融公庫

- 東京相談センター
TEL. 03-3270-1260
- 千葉支店
TEL. 043-243-7121

■国民生活金融公庫

- 東京相談センター
TEL. 03-3270-4649
- 千葉支店
TEL. 043-227-1171
- 館山支店
TEL. 0470-22-2911
- 松戸支店
TEL. 047-367-1191
- 船橋支店
TEL. 047-433-8252

■商工組合中央金庫

- 広報室相談センター
TEL. 03-3246-9366
- 千葉支店
TEL. 043-248-2345
- 松戸支店
TEL. 047-365-4111

■信用保証協会

- 全国信用保証協会連合会
TEL. 03-3271-7201
- 千葉県信用保証協会
TEL. 043-247-0716
- 東葛飾支所
TEL. 047-365-6007

■中小企業基盤整備機構

がんばる中小企業 何でも相談ホットライン

中小企業の皆様が、日常の企業経営に関する悩み事や経営課題に対して、専任の相談員が電話で相談を受け付けます。

TEL. 0570-009111

最寄りの中小企業・ベンチャー支援センター
につながります。

受付時間 月～金 9:00～17:00

*通話料は発信者側の負担となります。

平成17年中小企業庁の金融支援策

苦しい状況にあって、頑張る方を支援します
この状況さえ乗り切ることができればとお思いの方に

■セーフティネット貸付

政府系金融機関より融資を受けたい

取引先の倒産や、原材料の高騰などにより、一時的に資金繰りに困っている方などを支援し、経営の回復を図ります。

問合先：中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫

■セーフティネット保証

信用保証協会の保証を受けたい

不況になっている業種の方や、金融機関からの借り入れが減っていることなどにより、一時に資金繰りの苦しい方を支援するため、一般の保証枠と別枠で保証を行います。

*ご利用に当たっては、市町村の認定が必要です。

【利用方法】

- ①「被害の大きい災害」「影響が大きい倒産企業」「業況が悪化している業種」などを経済産業省が指定。
- ②指定されたことについて、一定の要件を満たす場合に、お近くの市町村の窓口にて、認定が受けられます。
- ③市町村が発行した「認定書」をお持ちになり、金融機関または保証協会に、セーフティネット保証を利用したい旨をお伝え下さい。

問合先：信用保証協会

■借換保証制度

借入金を借り換えたい

保証付借入金を借り換えたり、複数の口数をまとめることで、月々の返済額を減らす制度です。

問合先：信用保証協会

■企業再生貸付・事業再生保証

企業を再生したい

債務超過に陥ってしまっているなど、通常の融資では取り上げが難しい中小企業の方が事業の再生に取り組まることは、地域経済の活力のためにも重要です。皆様のこのような取り組みを金融面より支援します。

*政府系金融機関による融資、信用保証協会の保証を受けることができます。

問合先：中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、信用保証協会

組合Q & A

定款、規約・規程の制定改廃

組合の組織活動の基本となるものであるから、その設定、変更、保管等の管理は、常に細心の注意をもって行う必要があり、その管理にあたっては、次のような事項に留意することが求められる。

定款、規約・規程の区分

定款は、組合の憲法といわれ、組合の組織と運営に関する基本規則であるから、組織・運営の大綱を規定するにとどめ、細目は別に作成する規約・規程に譲ること。なお、定款及び規約は、必ず組合の事務所に備え置くことが必要である。

■定款

定款は、組合事業を進める上で重要な意義を有し、法人格を持つためには不可欠であり、組合の組織・運営等についての基本的な内部規律を定めた自治規範である。したがって、定款の設定・改廃（変更、廃止）については、総会の議決が必要であり、議決の方法

も総組合員の半数以上の出席を得て、その議決権の三分の二以上の賛成を得なければならない（特別議決）し、所管行政庁の認可を必要とする。

定款の作成にあたっては、定款参考例、他組合の定款等を機械的に模倣することを避け、個々の組合の実情に即したものとするべきである。

定款の内容は、常に組合の実情に即したものとしておくべきであることから、経済情勢の変動その他理由により、組合の実情にそぐわなくなつたときは、遅滞無くその内容を変更するべきである。

■規約・規程

組合運営の細目については、規約・規程を制定し、定款で定められた事項の運用・手続きの明確化等を図る必要がある。

規約・規程についても、組合の

実情に即するよう積極的に設定・改廃するべきである。

規約は、「組合の組織、事業運営等に関し、組合と組合員間を規律する自治規範」であり、その設定・改廃は総会の権限に属する。

規約は、「組合の事務執行上に必要な関係を規律する内規」であり、によるが、改められる部分と改ま

その設定・改廃は理事会の権限に属する。

定款、規約の設定・改廃

定款及び規約の設定または改廃にあたって留意しなければならない点をあげると次のとおりである。

■改正の方法

定款、規約等の改正の方法について、まず「改正する」と「改める」の別は、既存の規約等その全體をとらえていうときは「改正する」で、規約中の各部分についていうときは「改める」を用いる。

①既存の規約の一部改正の内容が、条、項等全部の改正である場合

この場合は、既存の条、項等を改める旨の柱書を書き、これに続

いて改める条項を書く。

*なお、柱書することは以下すべて同じである。

(例)

○○○規約の一部を次のように改正する。

第○条第○項を次のように改める。

②改正の内容が、条、項又は号中の一部改正である場合

この場合は、「第○条中「何々」を「何々」に改める」という形式による。

○○○規約の一部を次のように改正する。

(例1)

○○○規約の一部を次のように改正する。

○○○規約の一部を次のように改正する。

(例2)

○○○規約の一部を次のように改正する。

る部分との対照が、なるべく判然とするよう留意すること。

③改正の内容が追加である場合

この場合、条、項等の追加であるときは、次条、項、号等を一つずつ繰り下げてあいたところに新しい条等を加えるか、あるいはそれを避けたいとき（他の規約等に引用されているとかで混乱を避けたい場合など）に「第○条の2」というような名称にして既存の条又は号の間に插入する。

ただし、この方法は項の場合には使用しない。項については法文の単なる段落であつて、条又は号のようないつの単位として他から区別される内容を持つものと考えられていいからである。

条、項又は号中文言を追加する場合には、第○条第○項中「何々」の下に「何々を加える」の形式による。

条、項又は号中文言を追加する場合には、第○条第○項中「何々」の下に「何々を加える」の形式による。

第一項ずつ繰り下げ、第一項の次に一項を加える。

2 何々 ……

第二条の次に一条を加える。

第二条の2 何々……

(例3)

第〇条第二項第五号の次に次の一
号を加える。

(5) ノ2 何々……

④改正の内容が削除である場合

まず、「削る」と「削除」の別は、規約等の一部を改正する場合に、改正する規約中の改められる部分の規定を跡形もなく消す場合には、「削る」を用いる。これに反して、その条、項又は号を残して規定の内容を削る場合には「削除」を用いる。

(例1)

第〇条(又は第〇条中第〇号)を

次のように改める。

第〇条 削除 又は (2 削除)

(例2)

第〇条中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下順次繰り上げる。

(例3)

第〇条第〇項中「何々」を削る。

したがって「削る」場合が条である場合は、次条以下を繰り上げたりすることもできるが、「削除」はこれができない。すなわち、当該条の次の条名を動かすことが望ましくないとき、又は将来当該

「条」をそのまま残しておいて、新しい規程を設ける可能性があるときなどに用いられる。

⑤附則を改正する場合

附則の条文が本条と引き続いて一連である場合は、特に「附則第一〇条を改める」という必要がないが、附則が本条とは別に第一条からはじめられている場合には、必ず附則第一条とか、附則第三条とか、附則という文言を付ける必要がある。このことは改正の際のみならず呼称するときも同様である。

■改正手続き

定款、規約等は本来総会及び理事会の議事録同様、組合の各事務所に備えて置かなければならない

(組合員名簿は主たる事務所に備えるだけで足りる。)が、その定款について改正の必要が生ずる事項は、組合事業、出資一口の金額、組合の地区、名称、役員の数、役員の任期などが多い。

■中小企業等協同組合法 (特別の議決)

▼第五十三条 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(二) 定款の変更

■組合法施行規則

(定款の変更の認可の申請)

▼第五条 法第五十一条第二項の規定により組合の定款の変更の認可を受けようとする者は、申請書

二通に、それぞれ次の書類を添え提出しなければならない。

①変更理由書 ②定款中の変更し

ようとする箇所を記載した書面、

別議決)する。その次に総会の議事録と改正箇所を記載した書面(新旧対照表)及び変更理由書、2組合の定款の変更が事業計画又は事業計画又は収支予算に係るものであるとき

事業計画又は収支予算書を添付して行政庁の認可を求める。行政庁の認可を得た後、登記を必要とする事項(①名称、②事務所の所在地、③事業、④地区、⑤出資一口の金額、⑥出資払込の方法、⑦公告の方法)は登記を行い、一切の手続きが終了する。

参考条文

■中小企業等協同組合法 (特別の議決)

十七条第二項の規定による弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をしたこと又は出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を提出しなければならない。

3組合の定款の変更が出資一口の金額の減少に関するものであるときは、第一項の書類のほか、法第五十六条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表並びに同条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があつたときは、法第五

十七条第二項の規定による弁済若しくは担保の提供若しくは財産の信託をしたこと又は出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を提出しなければならない。

は、前項の書類のほか、定款変更是収支予算に係るものであるとき提出しなければならない。

③定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録又はその謄本、2組合の定款の変更が事業計画又は事業計画書又は収支予算書を添付して行政庁の認可を求める。行政庁の認可を得た後、登記を必要とする事項(①名称、②事務所の所在地、③事業、④地区、⑤出資一口の金額、⑥出資払込の方法、⑦公告の方法)は登記を行い、一切の手続きが終了する。

■相談窓口

詳細については

■指導相談室

TEL043-242-3277

■銚子支所

TEL0479-24-1570

利さの一方での詐欺事件が急増して不正取引に対する監視体制も急務になっているがネットオークションは、着実に根付きつつあると言える。

最近ブログの利用者が急増

最近IT関連情報でブログ（注1）という言葉が目に付く。

ホームページの開設ほど難しくなく、無料で簡単に個人のホームページを作ることが出来るので、若者や女性を中心に人気が高まっている日記形式の简易ホームページである。利用者の急増を受けて、ブログの特長を活かして企業が商品の販売促進に活用したりしている。

○四年には三十四億円だったブロガ関連市場は、○六年度には千三百七十七億円に上がる巨大市場に急成長するとの予測もあり、この分野における広告効果を利用しようと企業は注目し始めた。

ブログは初心者でも簡単に開設・更新できるほか、クリッカーつで他のブログに移動できるリンクを設けられる「トラックバック」機能が大きな特徴。他人のブログについてコメントして トラックバック

ブログ利用の現状と将来

	2005年3月	2007年3月
開設者数	335万人	782万人
閲覧者数	1651万人	3455万人
アクティブ利用者	95万人	296万人

総務省の「ブログ・SNS・の現状分析及将来予測」より作成

バツクすると、自分のブログとの間に自動的に相互リンクが張られ、ブログ同士の連携が進む。ブログはホームページに比べて作成費用が安く、操作が簡単で頻繁に更新できるため多くの情報を伝えられる。ホームページの商品紹介は次に更新するまでの期間が長く（更新のための費用がかかる）なるので静的な「カタログ」だとすると、ブログは個人の日記風なサイトのため今日の動きや出来事・感想を隨時書き込みすることで、内容をより深く充実して行く

ことができる。その間にそのブログに興味を持った読者は感想や意見を寄せたり、相互にリンクを張つたりしてブログ同士の連携が進む。
例えば、ある商品について魅力や使い勝手の良さ等についてブログ上で魅力を追求したコメントを続けることで読者がそれが事実に近いと評価すればその物品を購入するファンが増える。このような効果を狙つて企業がブログを利用して情報を発信し、動的な広告媒体として利用していくという動きが見られる。このような利用の仕方は今後ますます増えると思われる。

総務省発表の○五年三月末時点の国内ブログ数は利用者延べ約三百三十五万人、アクティブブログ利用者（ブログ利用者のうち、少なくとも月に一度はブログを更新しているユーザー）数は約九十五万人、ブログ閲覧者数は約千六百五十一万人。○七年三月末にはそれぞれ約七百八十二万人、約二十九十六万人、約三千四百五十五万人に達すると予測。○四年のブログ市場は約六・八億円、関連市場も含めると約三十四億円と推計さ

れ、○六年度にはそれぞれ約一四〇・六億円、約千三百七十七億円に達すると予測している。
また、自分のブログに掲載した「リンク」経由で買い物をしてもらうと、報酬として紹介料が支払われる「アフィリエイト」と呼ばれるサービスも人気が高まっている。

いずれにしても、中小企業経営において、「モノ言わぬ営業マン」として効果的な活用が望まれる。（注1）ブログ（Blog）（ウェブロガ）の略で、ブログと読む。日々更新する日記的なページを指す。他者のBlogに対するコメントを、自サイトの日記のネタとして利用する際に、先方に記事の引用を知らせるとともに、自分の記載したコメントを先方に自動送信する「トラックバック機能」を持つ場合が多い。この機能を利用する「トドロクバツク機能」と、どちらのウェブサイトからでも相互のBlogのコメントが参照できることで、単独のBlogよりも幅広い意見交換が期待できる。

（中小企業診断士 斎藤 守）

中小企業組合の種類と活用事例

中小企業が現在のような厳しい環境に対応していくためには、個々の企業の自助努力も大切ですが、経営資源に限りのある中小企業は、連携の力をもって対処していくことが求められております。

事業協同組合・同連合会

新事業展開・経営革新を目指して事業の共同化→経営資源を補完し合い経営革新

中小企業者が、新技術・新商品開発、新事業分野、市場開拓、共同生産・加工・販売等の事業を共同で行うことにより、事業者の新事業展開、経営革新、経営効率化等を図るための組合。

最近では、異業種連携による技術等の経営資源の相互補完により、新事業展開を目指したもののが増えている。(構成員が主体性を維持し、相互扶助の精神の下、共同事業により経営の効率化を図るもの。)

[3月末現在の会員組合数：701]

企業組合

簡易な法人組織で創業

これまで、企業組合の組合員は個人に限られていたが、平成15年2月1日から制度が改善され、法人や投資組合などの個人以外の者も加入可能となった。

最近では、企業をリタイアした人材や女性、高齢者、S O H O事業者等が自らの経験、ノウハウ等を活かして、働く場を作ろうとするケースが増えており福祉介護、託児所開設(保母・看護師の経験を活かした創業)、地元特産品の開発、ソフトウェア開発、インターネットを活用したビジネス等様々な分野での創業に活用されている。

[3月末現在の会員組合数：30]

協業組合

**中小企業の事業統合・集約化の促進
→事業の統合により生産性の向上**

中小企業者が、お互いの事業を統合(協業)し、事業規模を適正化することにより生産性の向上を図ることを目的とする組合。

設備をスクラップ・アンド・ビルトすることにより生産工程を協業化するケース、製造部門と販売部門を統合するケース、部品加工業者と完成品メーカーによる一貫生産等に活用されている。

[3月末現在の会員組合数：12]

商工組合・同連合会

業界発展のための組合

業界全体の改善と発展を図ることを目的とした同業者網羅型の組合。組合の地区は1以上の都道府県とし、地区内の同業者の2分の1以上の加入が求められる。大企業も加入でき、非出資の組合も可能。

[3月末の会員組合員数：18]

商店街振興組合・同連合会

大企業も地域住民も一緒に商店街の環境整備

小売商業、サービス業、その他の事業を営む者又は定款で定めたときはそれ以外の者(地域住民等)が共同して経済事業を行うとともに当該地域の環境の整備改善を図る組合。

商店街は地域の顔として、地域コミュニティと一体となった街づくりが大切。

[3月末現在の会員組合数：32]

■問合せ先

組合の設立にあたっては、組合員になろうとする者が組合のしくみや運用上の原則等を理解しておくことが大切です。また、行政庁の認可とそれに伴う事務手続きが必要ですので、必ず事前に本会にご相談下さい。

□指導相談室 TEL 043-242-3277

□銚子支所 TEL 0479-24-1570

□松戸支所 TEL 047-368-3992

千葉県セメント卸協同組合

専務理事 平井正樹



【組合概要】

昭和六十二年の設立当時、セメント価格は低迷を極め、メーカーは原価割れ、特約販売店は口銭がほとんど取れない状況だった。このような状況を打開して販売店の経済的地位の向上を図るために県下の七十二社が結集してセメントの卸組合が発足した。

主な事業は共同購買で、千葉県内の袋詰めセメントのほぼ全量を扱っている。ユーナーはゼネコンや工務店及び建材店である。また、年に二回は講師を招いての講演会、毎月地区ごとに支部会を開催して情報交換を図っている。

建設関連業界は、官公需が激減し、民需も総じて減少傾向が続いている。また、建築工法の変化により、袋詰めセメントを使う箇所が減少しており、

より、加えて大型ホームセンタの続出により末端ユーザーが奪われるなどの課題を抱えている。

こうした状況下に設立以来不動の塚本理事長以下組合員は一致団結して組合の求心力を高めてパイを確保し、商流を整備して収益改善を図るために奮闘中である。

【平井専務の横顔】

平井専務は昭和二十二年九月富山市生まれ。大阪万博の年に関西学院大学を卒業後、大阪セメント（現在の住友大阪セメント）に就職。その



左より根本さん、平井専務、川名さん

特技、趣味といったものは無いとのこと。学生時代は魯山人(あこがれ)で丹波立杭、信楽、備前の窯で遊んだこともあったそうだが、現在は夫婦揃って毎日スポーツクラブ通い。エアロ・ヨガ・キックボクシング・アクアなど、ストレスはその日のうちに大量の汗とともに解消しているそうだ。一時はまつた麻雀・ゴルフの腕も錆びついている。悪食B級グルメを自認、タバコは禁煙して

後、日本セメントとの共同事業大日本セメントの初代千葉営業所長、住友大阪セメント東京支店副支店長兼販売部長を経て系列商社の常務取締役、北摂地区セメント生コン卸協同組合を経て平成十三年より現職。まさに団塊の世代の典型的な超過密な競争社会を生き抜いてきた。

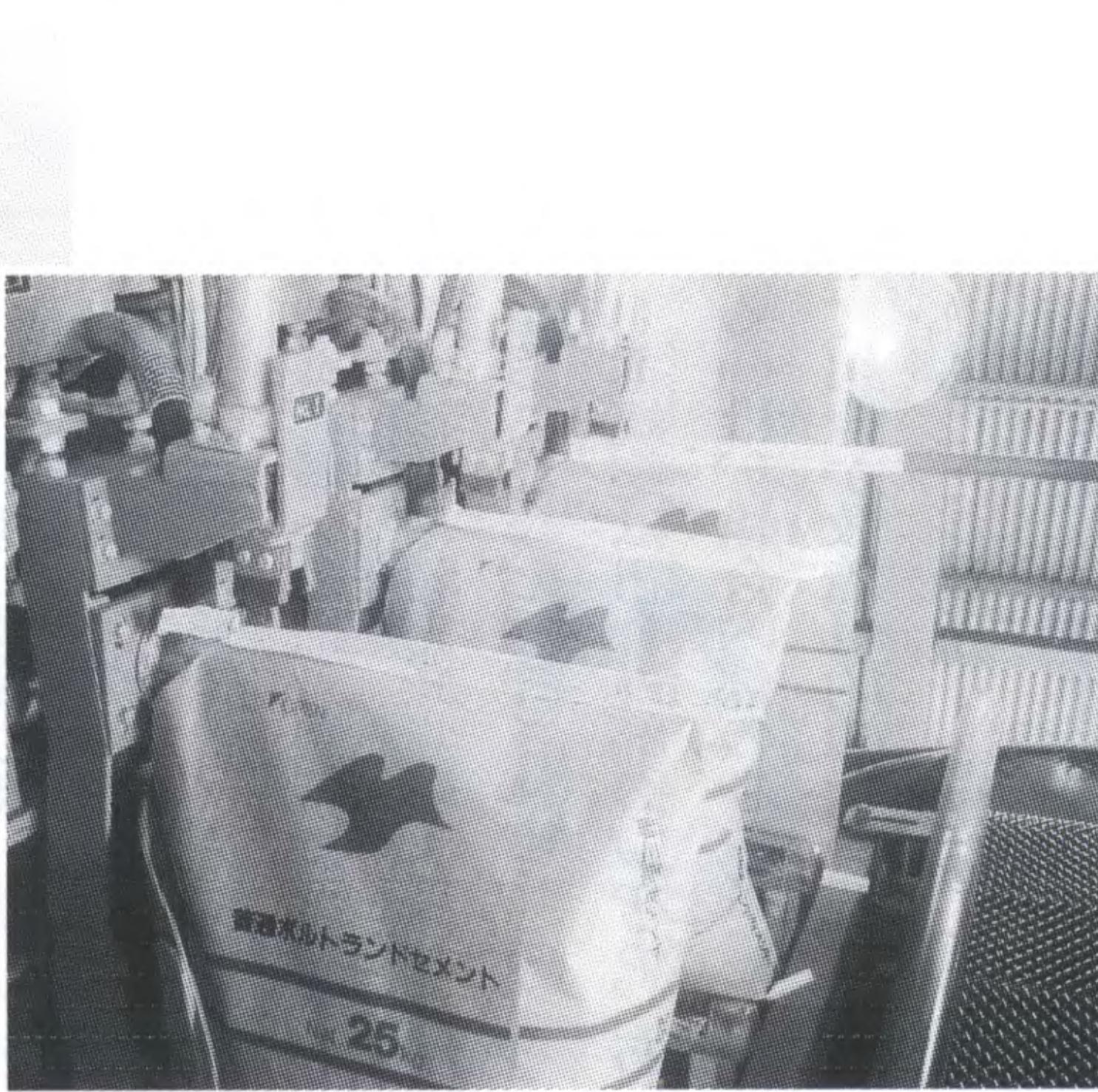
～価格の安定と適正な流通を～

所在地	千葉市中央区富士見2-22-6
設立	昭和62年5月
代表理事	塚本 福二
組合員数	45名 (出資金8100万円)
主な事業	袋セメントの共同購買事業、教育情報事業、福利厚生事業

もう十年以上経つそうだ。
料理の得意な奥様と二人で流山に在住。息子さんは大阪大学大学院研究員でシステム人間工学専攻の工学博士。お母様は八十八歳で富山に独居。小説やドラマにもなった「漫画道」(ふじこふじお)に出てくる富山の女性ジャーナリスト第一号のモデルだそうだ。



セメントサイロ



袋詰めパッカー

